

(A4)

2	1	0
---	---	---

宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書

宅地建物取引業者免許証の記載事項に下記のとおり変更を生じましたので、宅地建物取引業法施行規則第4条の2の規定により、宅地建物取引業者免許証の書換え交付を申請します。

令和 元年10月5日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~ 殿
新潟県知事

申請者 商号又は名称 株式会社 建築住宅不動産
郵便番号 (950-8570)
主たる事務所の所在地 新潟市中央区新光町4-1
氏名 代表取締役 新潟 太郎
(法人にあっては、代表者の氏名)
電話番号 (025) 285-5511
ファクシミリ番号 (025) 285-0624

受付番号

受付年月日

申請時の免許証番号

*					
---	--	--	--	--	--

*					
---	--	--	--	--	--

1	5	(4)			6	7	8	9
---	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
(フリガナ) 商号又は名称			
(フリガナ) 代表者氏名	ニイガタ タロウ 新潟 太郎	エチゴ ジロウ 越後 次郎	R1. 10. 1
主たる事務所の所在地			

確認欄
*

宅地建物取引業者免許証再交付申請書

宅地建物取引業法施行規則第4条の3の規定により、下記のとおり宅地建物取引業者免許証の再交付を申請します。

令和 元年10月5日

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事
殿

申請者 商号又は名称 株式会社 建築住宅不動産
郵便番号 (950-8570)
主たる事務所の所在地 新潟市中央区新光町4-1
氏名 代表取締役 越後 次郎
(法人の場合は代表者の氏名)
電話番号 (025) 285-5511
ファクシミリ番号 (025) 285-0624

受付番号 *

--	--	--	--	--	--

 受付年月日 *

--	--	--	--	--	--

 申請時の免許証番号

1	5	(4)				6	7	8	9
---	---	-----	--	--	--	---	---	---	---

(フリガナ) 商号又は名称	カブシキガイシャ ケンチクジュウタクフドウサン 株式会社 建築住宅不動産
(フリガナ) 代表者氏名	エチゴ ジロウ 越後 次郎
主たる事務所の所在地	新潟市中央区新光町4-1
再交付を申請する理由	1. 亡夫 2. 滅失 ③. 汚損 4. 破損
	事務所改装時に汚損したため

確認欄
*

※ 国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）による申請による場合はシステム画面に沿って入力及び免許証の郵送を行う。

【宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書】

- ・ この申請には、免許証を添付する。
- ・ 変更のあった事項のみ記入する。

※ 国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）による申請による場合はシステム画面に沿って入力及び必要に応じて免許証の郵送を行う。

【宅地建物取引業者免許証再交付申請書】

- ・ 汚損又は破損を理由に申請する場合は、その汚損又は破損した免許証を添付する。
- ・ 亡失を理由に申請する場合は、下記の書面を添付する。

A 4
誓 約 書
このたび、宅地建物取引業者免許証を亡失しましたので、再交付を申請しますが、亡失した免許証を発見した場合は直ちに提出することを誓約します。
年 月 日
商号 氏名
新潟県知事 様

2	7	0
---	---	---

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和 元年10月5日

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事
殿

届出者 住 所 新潟市中央区新光町4-1

氏 名 株式会社 建築住宅不動産
代表取締役 越後 次郎

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

*

--	--	--	--	--	--

*

--	--	--	--	--	--

1	5	(4)					
---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 ⑤. 廃止
商号又は名称	株式会社 建築住宅不動産
氏名 (法人にあっては 代表者の氏名)	越後 次郎
主たる事務所の所在地	新潟市中央区新光町4-1
届出事由の生じた日	令和 元年10月1日
宅地建物取引業者と 届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 ⑤. 本人

確認欄
*

※ 国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）による申請による場合はシステム画面に沿って入力及び免許証の送付を行う。

【廃業等届出書】

- ・ 宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。（業法第11条）

届出事由	届出義務者	免許の失効日
①宅地建物取引業者が死亡した場合	その相続人	相続人が死亡事実を知った日
②法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者	合併により消滅した日
③宅地建物取引業者について破産手続開始の決定があった場合	その破産管財人	地域機関受付日 (廃業等の日≠失効日)
④法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人	
⑤宅地建物取引業を廃止した場合	宅地建物取引業者であった個人又は宅地建物取引業者であった法人を代表する役員	

- ・ この届出書には、免許証を添付する。免許証を紛失した場合は、66ページの誓約書を添付する。
- ・ 免許を個人から法人に切り換えるために廃業する場合、届出書の届出日及び届出事由の生じた日は空欄とし、法人の免許申請と同時に提出する。

※免許証は、廃業等届出書の提出時には添付せずに、法人の免許が下りた際法人の免許証と交換となる。

チェックポイント

- ・ 届出事由の生じた日が、届出日より未来の日付になっているものは不可（事後届なので、届出日より届出事由の生じた日が後に来ることはありえない）。

営業保証金供託済届出書

令和 元年 10 月 5 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
新潟県知事

届出者 商号又は名称 株式会社 建築住宅不動産
郵便番号 (950-8570)
主たる事務所の 新潟市中央区新光町4-1
所在地
氏名 代表取締役 新潟 太郎
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 (025) 285-5511
ファクシミリ番号 (025) 285-0624

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、
供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号

* [] [] [] [] [] []	* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	[1] [5] (4) [] [] [] [] [6] [7] [8] [9]
---------------------------	---	---

供託の原因 2	1. 新規免許の取得 (法第 25 条) 2. 事務所の新設 (法第 26 条) 3. 不足額の発生 (法第 28 条) 4. 保管替え等 (法第 29 条) 5. 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失 (法第 64 条の 15) 6. 変換 (差し替え)	
供託番号		供託年月日
R 0 1 年度	1. 金 ②. 証 第 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 号	令和 元年 9 月 1 5 日
金銭の場合の供託額 (円)		
有価証券の場合の供託額		額面 5,000,000 円
有価証券の場合の営業保証金に充当される額 (円)		5 0 0 0 0 0 0 0
変換の場合には、 変換前の供託物 に関する事項	供託番号	供託年月日
	[] [] 年度 1. 金 2. 証 第 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 号	年 月 日
	[] [] 年度 1. 金 2. 証 第 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 号	年 月 日
今回の供託に係る 事務所に 関する事項	名 称	所 在 地
	長 岡 支 店	新潟県長岡市川崎町字前田 2 7 1 1 - 1

※ 国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）による申請による場合はシステム画面に沿って入力及び必要書類の添付を行う。

【営業保証金供託済届出書】

- ・ この届出書には、供託書の写しを添付する。

※ 国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）による申請による場合はシステム画面に沿って入力及び必要書類の添付を行う。

【届出書（法第50条第2項の届出書）】

- ・ この届出書には、案内所、物件所在地等の案内図を添付する。

チェックポイント

- ・ 業務を行う開始日の11日以上前の届出でなければならない。
- ・ 専任の宅地建物取引士が、他の事務所の専任の宅地建物取引士となっていないことを確認する。
- ・ 「業務を行う期間」が1年を超えるものは不可。